

堀江中学校 校長室だより

令和5年度 No.35

さくら



令和6年2月5日(月)

互いの人権を大切にしよう



人権とは「人間が生まれながらに持っている権利」のことです。それは、人が人として幸せに生きていくために、なくてはならないものです。私たちは、決して他者の人権を侵してはならないし、他者から私たちの人権が侵されることがあってはなりません。誰かをいじめたり、差別することも人権侵害になります。

1948年12月10日、世界人権宣言が国連で採択されました。これは、第二次世界大戦後、二度と同じ過ちを繰り返さないために作られたものです。もう決して人が人を差別したり、傷つけたりすることを許さないという国際社会の実現を目指すものです。その第2条の一つめの項目には、次のように記されています。

「すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、門地（もんち）その他の地位またはこれに類するいかなる事象による差別を受けること無くこの宣言に掲げるすべての権利と自由を生まれながらにして持っている。」 門地＝家柄

つまりこの宣言は、人は誰しも平等であることを示したのです。これと同様のことが、日本国憲法第14条の一つ目の項目でも示されています。興味のある人は調べてみてください。

私の叔父は、1970年代から80年代にかけて、米国のテキサス州の小さな町で仕事をしていました。当時、その町にはアジア人は少なく、日本人である叔父に対して差別的な言動が少なからずあったそうです。レストランに入ると、隣席にいた人が叔父を避けて別の席に移動したり、路上で見知らぬ人から差別的な言葉を投げかけられたこともあったそうです。時には、複数人から罵声（ばせい）を浴びせかけられ、身に危険を感じたことも。叔父は「同じ人間なのに、なぜこんなことをするのだろう」、とすごく残念に思ったそうです。

目や皮膚の色が違うから、言葉が違うから、信仰する宗教が違うから、そんな理由で嫌がらせを受けるのは不合理ですよね。あなたが同じような扱いを受けたとしたらどのように思いますか。そんな時に、職場のアメリカ人ボスが次のように言ったそうです。

「この町は保守的で、自分たちと異なるものを受け入れられないという人もいる。同じアメリカ人としてすごく悲しい。でも、これから時代は、宗教や国籍を超えた多様性を受け入れていくことが必要な時代だ。君はうちのかけがえのないスタッフだし、大切な家族だと思っている。困ったことがあれば、相談してほしい」と言われたそうです。

自分とは全く違う人権感覚に戸惑い、米国での仕事に見切りをつけ、日本に帰ろうかと思っていた叔父にとって、一筋の光がさした思いだったと言います。叔父は、当時のアメリカ人ボスの正しい人権感覚に今でも感謝しています。

2024年の今、私たちの周りでは不合理な差別は起こっていないでしょうか。残念ながら、日本において多くの差別事象が起こっています。人種（国籍）、皮膚の色、性、言語、宗教、生まれた場所、障がい、職業などにおいて、今なお差別事象が起こっています。

多くの人は、確信犯でない限り、差別はいけないと思っています。しかし、特定の事柄に対する無理解や偏見などによって、差別をしてしまっていることがあります。「〇〇という国や地域に住んでいる人は、××に違いない」といったようなものです。また、自分が優位に立つために、他者を蔑（さげす）むといった差別もあります。

それでは、私たちはこのような不合理にどう向き合っていくべきでしょうか。まず、自分がされていやなことは、人にもしないということが大原則です。差別は人権侵害であり、決して許されるものではないという意識を持ってください。また、差別・人権侵害の根っこには、人や物事に対する「無理解」や「偏見」などがあります。ですから、無理解や偏見を生まない学びが必要なのです。学校においては、3年間をとおしてさまざまな人権に関わる学びをしています。この学びに、興味をもって真剣に取り組んでください。

堀江中学校いるすべての生徒が、「今のはおかしいんじゃない？」を思える人権感覚を持ち、互いの人権を尊重できる集団となることができるよう、これからも対話のある学びを続けていきましょう。

学校ホームページで、日々の教育活動のようすを公開しています。どうぞ、本校ホームページを閲覧してください。

